

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
2 月 28 日
(火曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一

解除予定保安林(萩市) (森林整備課) 四

長門市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課) 四

○公告

一般競争入札の実施(防災危機管理課) 四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件) (県民生活課) 六

土地改良事業の工事の完了(農村整備課) 六

種畜証明書の交付(畜産振興課) 六

公共測量の実施の終了(監理課) 七



山口県告示第五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年二月二十八日から同年三月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (N ^m /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
五三〇口	一五	平成二九、 三、二五	平成二九、 七、三二	平成二九、 七、三二
備考 「五三〇口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				連 続 二 四 時 間 変 動 な し

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 量		汚 染 状 態 の 値	
	通 常	最 大	通 常	最 大
五三〇口	一一	一〇	二〇	三〇
	一一・五	一〇	五〇〇	一、〇〇〇
			五	一〇
			一	二
			二〇	三〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
沈 殿 池	堰 囲 い	七三、〇〇〇	沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 量		汚 染 状 態 の 値	
	通 常	最 大	通 常	最 大
沈 殿 池	処理前	一〇・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	六
	処理後	七	化学的酸素要求量 (mg/l)	一
			浮遊物質質量 (mg/l)	五
			窒素 (mg/l)	〇・一
			ふっ素 (mg/l)	〇・一
			汚水等の一日当たりの量 (m^3)	四〇、七七四
				五五、八〇二

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 量		汚 染 状 態 の 値	
	通 常	最 大	通 常	最 大
No. 2 排 水 口	〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	三・八
No. 1 排 水 口	七	九	化学的酸素要求量 (mg/l)	四・九
			浮遊物質質量 (mg/l)	五
			窒素 (mg/l)	〇・三
			ふっ素 (mg/l)	〇・六
			汚水等の一日当たりの量 (m^3)	二、四三〇
				四、一八五

山口県告示第五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年二月二十八日から同年三月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 日本化学株式会社
 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 日本化学株式会社厚狭工場川東工場
 所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使用の方法	
	能 ($N\frac{m^3}{分}$)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
三三三リー	六〇	平成二九、 四、一	平成二九、 四、二〇	平成二九、 五、五、 連 続 二四時間 変動なし

備考 「三三三リー」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水		水 等		汚 染 状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)			
	通 常	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 (mg/l)	通 常	最 大				
三三三リー	一	九	八〇	二四〇	一〇〇	二〇〇	一〇	一五	五	一五	〇・〇一	〇・〇三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	排水口の		水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m ³)								
	通常	最大	通常	最大	通常	最大							
七	八・五	六	二〇	六〇	一〇	三〇	二	一〇	一五	三	三・五	三七五	四八五
	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)		リン (mg/l)				

山口県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
萩市大字鈴野川字ごま田一六四の一
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、長門都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
長門市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
長門都市計画下水道事業長門市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和二十八年八月二十五日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

長門市仙崎、東深川、西深川、深川湯本及び俵山



(四八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
 - (一) 物品等の名称及び数量
 - (二) 消防防災ヘリコプター 一機
 - (三) 物品等の特質等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 納入場所
 - (七) 納入場所
 - (八) 山口県総務部防災危機管理課消防防災航空センター
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資格審査において、航空機について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年二月二十八日から同年四月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部防災危機管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部防災危機管理課

(三) 受領期限

平成二十九年四月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年四月十一日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成二十九年四月十一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年三月十七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三―一三三七〇)に問い合わせる。)。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: A helicopter-delivered fire resources)

(3) Delivery period: As per the Tender Manual

(4) Delivery Place: Aviation Center For Emergency Management, Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Disaster Pre-

vention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2370)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. April 10, 2017 (If brought in person: 10:00 A.M. April 11, 2017)

(四九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十九年三月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人聴覚障害者生活支援センターこすもすの家

代 表 者 の 氏 名 玉野 和子

主たる事務所の所在地 周南市速玉町七番二六号

(五〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十九年三月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人しゅうとう福祉工房

代 表 者 の 氏 名 林 督善

主たる事務所の所在地 岩国市周東町下久原一二六〇番地

(五一) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

平成二十二年十月二十七日

一 事業の名称

県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業

二 事業の種類

ため池の整備

三 工事完了の時期

平成二十六年十一月十三日

(五二) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
〇一四八四〇 一二二五五〇	義海 (全和二〇一五子受卵山黒一四黒毛和種)	八四〇〇〇一二二五五号	平成一七、 一五	山口県二級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター		

(五三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

萩市大字江崎及び大字下田万

三 作業の期間

平成二十八年八月二十二日から同年十二月三十一日まで

平成二十九年二月二十八日印刷

発行人所

山口県知事